

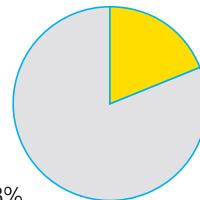
私たち「出版ネット」は
「消費税上乗せ取引」のため
キャンペーンを行っています!



2016年、「フリーランスの消費税アンケート調査」を実施

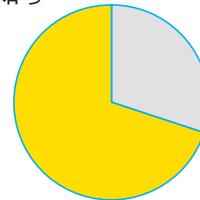
アンケートではこんな結果が……

Q 「消費税込みの請求にしてほしい」と言われたことはありますか。



ある 19.3%

Q 消費税特措法のことを知つていましたか。



知らなかった 70.8%

→約7割に消費税特措法は知られていませんでした……。が、アンケート調査を通じて、認知度を高め、クライアントと交渉する動きが広がっています。

勇気を出して交渉してみました!

「本体価格での交渉」が 広がっています!

「今後は消費税を外税請求してもいいですか？」と問い合わせると意外とあっさりOKが出ました。



「税理士さんに指導され、消費税を上乗せすることにした」と交渉。専門家のアドバイスを後ろ盾にすると納得されやすい。

「所属している組合（ネット）のキャンペーンで税別請求することになった」と請求書を送るとき、手紙を入れた。後日要求どおり支払われた。



【参考になるサイト】

- 【参考になるサイト】
 - 公正取引委員会 相談・違反情報の受付窓口：
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/uketukemadoguti.htm>
 - 内閣府 消費税価格転嫁等総合相談センター：
<http://www.tenkasoudan.go.jp/>
 - 勧告一覧のサイト：
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/kankokuichiran.html>

制作:出版ネット(フリーランスの実態調査プロジェクトチーム)

制作：出版ドットコム（アリババ・タラスの実態調査）
発行：出版労連・ユニオン出版ネットワーク（出版ネット）

発行・出版元は三才ブックス出版社(出版本社)
〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F

03-3816-2911

03-3810-2911
info@union-nets.org http://union-nets.org



「――――――の率には
消費税を上乗せしましょう

消費税 払ってますか？

「売上げ1000万円以下のフリーランスは消費税上乗せナシ」は違法です!

ジャーナリストの斎藤貴男さんが指摘するように、消費税の実体は「取引税」。出版物がつくられ、流通され、販売されるすべての工程で、「役務の提供」への報酬には消費税を「転嫁」(上乗せ)することが義務づけられています。出版界の一部には「売上げ1000万円以下のフリーには消費税を上乗せする必要ナシ」という誤った対応が散見されますが、これは法的根拠のあるものではありません。むしろ「消費税転嫁対策特別措置法」(以下、消費税特措法)という法律に違反しているのです。売上げ1000万円以下のフリーはたしかに免税事業者です。しかし取材、執筆などの過程で交通費や経費を負担しており、そのすべてに消費税がかかっています。報酬に消費税を上乗せしてもらえない場合、支払った消費税分の収入が目減りしてしまうのです。

知らないとコワい消費税特措法!

消費税特措法——。それはフリーランスから「役務の提供」を受けているすべての企業が順守すべき法律です。この法律に定められた「本体価格+消費税」の取引を定着させましょう。誤った対応を正さないと、法令違反を犯すことになります。メディア関連企業が勧告を受けた例もあります。

以下の行為は「禁止」されています!

- (1) 減額、買いたたき
- (2) 購入強制や不当な利益提供強制
- (3) 税抜き価格での交渉拒否
- (4) 報復行為

違反した場合は、勧告を受け、企業名を公表されます。勧告に従わない場合や虚偽の報告をした場合は、処罰されます。



$$\text{売上高に係る消費税} - \text{仕入高に係る消費税} = (\text{消費税の納税金額})$$

出版社やプロダクションの例でいえば、「仕入高に係る消費税」の中に、フリーランスに支払った消費税が入っています。税務署に納めるのは、これを差し引いた分の金額です。